

知多市男女共同参画行動計画
(知多市ウイズプランⅢ)
(案)

令和3年度～令和12年度

令和3年 月

知 多 市

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的な考え方..... | 1 |
| 1 計画の背景・目的..... | 2 |
| 2 計画の期間..... | 3 |
| 3 計画の位置付け..... | 3 |
| 4 計画の視点..... | 4 |
| 5 めざす社会のすがた..... | 9 |
| 第2章 計画の内容..... | 11 |
| 1 基本理念..... | 12 |
| 2 基本目標..... | 12 |
| 3 男女共同参画社会を推進する担い手・手法..... | 13 |
| 第3章 行動プラン..... | 17 |
| 基本目標1 認め合う意識づくり..... | 19 |
| 基本目標2 活かし合う環境づくり..... | 25 |
| 基本目標3 描き合うまちづくり..... | 33 |
| 数値目標..... | 39 |
| 重点取組..... | 40 |
| 第4章 行動計画の推進..... | 41 |
| 1 推進体制の整備..... | 42 |
| 2 進捗管理について..... | 43 |
| 3 取組内容の確認及び公表..... | 44 |
| 4 市民連携による推進体制の充実..... | 44 |
| 資料編..... | 47 |
| 用語説明..... | 48 |
| 男女共同参画社会基本法..... | 52 |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律..... | 59 |
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律..... | 73 |

※本編内の*が付記された語句については、用語説明(48ページ)を参照してください。

第1章

計画の基本的な 考え方

1 計画の背景・目的

(1) 計画の背景

男女共同参画社会とは、「ひとりひとりの豊かな人生」のために、「男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会」です。(内閣府男女共同参画局ホームページより)

国では、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法*」で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けており、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を推進しています。また、平成13年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」(DV防止法)が制定され、DV*の防止と被害者の保護を図っていくこと、平成27年には、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」(女性活躍推進法)が成立し、女性の採用・登用・能力開発のための取組を推進していくことが求められています。

国の「第4次男女共同参画基本計画」では、「女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化」や「男性中心型労働慣行等の変革」、「あらゆる分野における女性の参画拡大」を強調する視点としており、その推進のために地域における推進体制の強化が求められています。

本市では、だれもが互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、自分の個性と能力を十分に発揮でき、「『自分らしく』生きられる」男女共同参画社会の実現をめざし、平成6年3月に「知多市レディースプラン」を、平成13年3月に「知多市男女共同参画行動計画 知多市ウイズプラン」、平成23年3月には「知多市男女共同参画行動計画 知多市ウイズプランⅡ」(以下「ウイズプランⅡ」)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

(2) 計画の目的

今回、ウイズプランⅡが、令和2年度末に終期を迎えることから、これまでの各種施策の取組状況を振り返るとともに、令和元年度に実施した「男女共同参画住民意識調査」(以下「住民意識調査」)、「知多市の事業経営と女性の活躍に関する調査」(以下「事業所調査」)、国などの制度改正や社会情勢の変化なども踏まえ、「知多市男女共同参画行動計画 知多市ウイズプランⅢ」(以下「ウイズプランⅢ」)を策定しました。

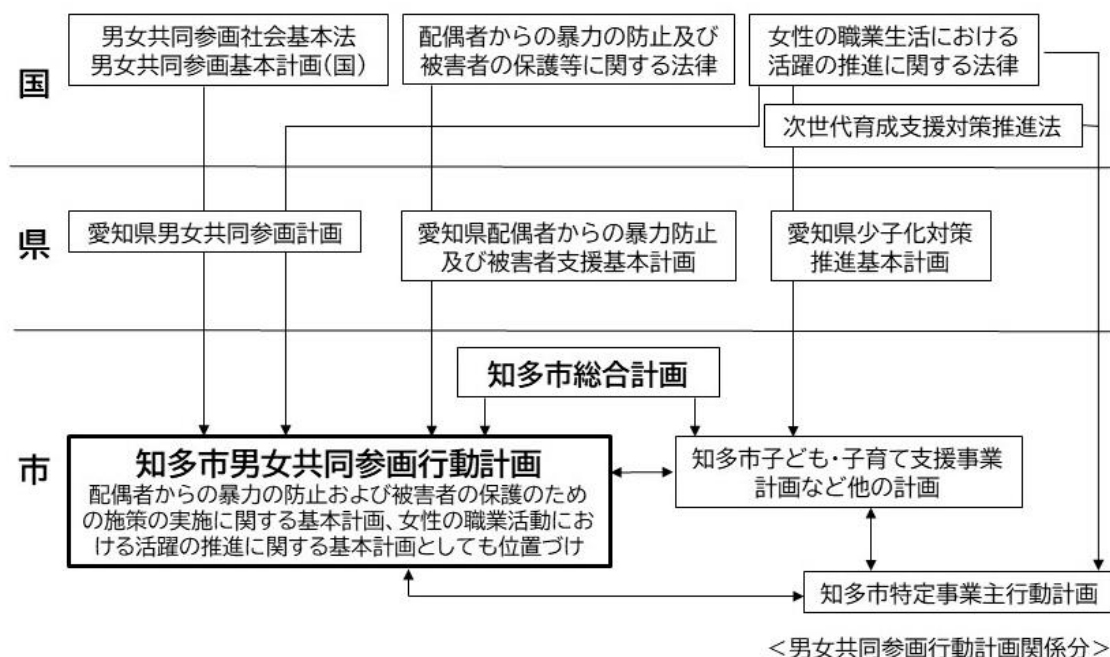
ウイズプランⅢは、今後の10年を見据え、本市の特性を活かし、市やわたしたち、地域、NPO*、事業者が連携・協働しながら、「だれもが『自分らしく』生きられる知多市」の実現をめざし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

2 計画の期間

ウイズプランⅢの計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としますが、社会経済状況の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置付け

- (1)ウイズプランⅢは、「男女共同参画社会基本法」第9条および第14条第3項に基づく計画です。
- (2)ウイズプランⅢの基本施策3「あらゆる暴力防止に関する意識づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、本市における配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画です。
- (3)ウイズプランⅢの取組(17)「雇用分野における女性活躍の推進」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第3条および第6条の第2項に基づく、本市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての基本計画です。
- (4)ウイズプランⅢは、「知多市総合計画」を上位計画とし、「知多市子ども・子育て支援事業計画」など、本市各計画との整合性を図りながら推進していきます。
- (5)ウイズプランⅢは、人と人とがつながり、支え合う社会の実現をめざした「ウイズプランⅡ」を継承するものです。



4 計画の視点

本市では、ウイズプランⅢの策定に当たり、男女共同参画に対する市民の意識や、事業所における女性の活躍を把握するため、住民意識調査と事業所調査を実施しました。

それら調査結果と、第6次知多市総合計画(以下「総合計画」)の策定に当たり、市民の皆さんの意識や行動の状況などを把握するために行った「平成31年度知多市の未来を考えるアンケート調査」(以下「市民アンケート」)の調査結果から見えた視点を整理しました。

| 項目 | 内容 |
|------|----------------------------|
| 調査名 | 男女共同参画住民意識調査(住民意識調査) |
| 調査対象 | 知多市在住の15歳以上の男女 |
| 配布数 | 2,000人(回収数:702人 回収率:35.1%) |
| 調査期間 | 令和元年9月1日～9月30日 |

| 項目 | 内容 |
|------|-----------------------------|
| 調査名 | 知多市の事業経営と女性の活躍に関する調査(事業所調査) |
| 調査対象 | 知多市に事業所のある企業等 |
| 配布数 | 100事業所(回収数:31事業所 回収率:31.0%) |
| 調査期間 | 令和元年9月1日～9月30日 |

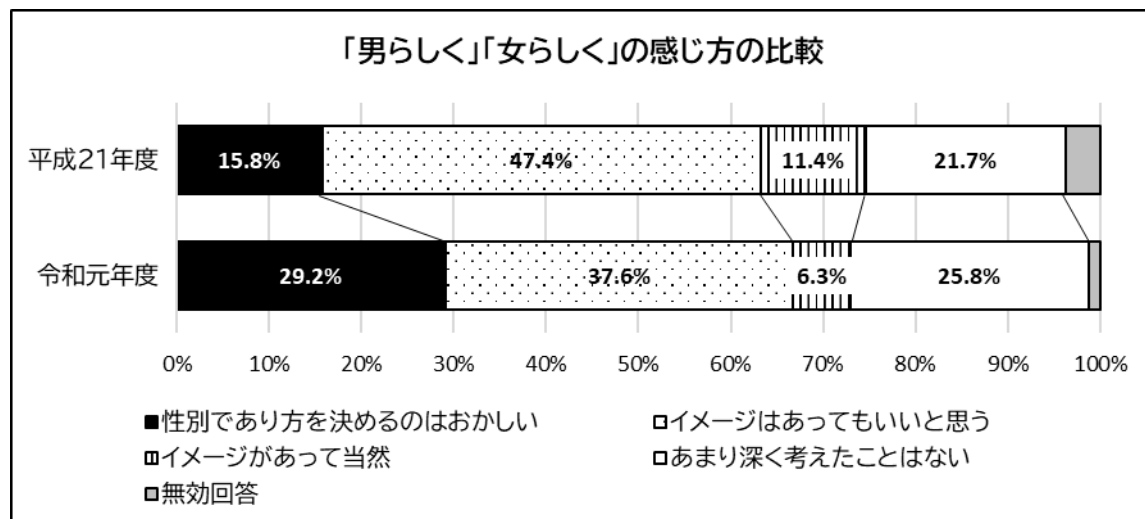
| 項目 | 内容 |
|------|------------------------------|
| 調査名 | 知多市の未来を考えるアンケート調査(市民アンケート) |
| 調査対象 | 知多市在住の16歳以上の男女 |
| 配布数 | 3,000人(回収数:1,168人 回収率:38.9%) |
| 調査期間 | 令和元年5月29日～6月19日 |

※グラフについての注意点

- ・比率はすべて%で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、各項目の比率を合計しても、100にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合は、その項目を選んだ方が、回答者数のうち何%を占めるかを表示しているため、各項目の比率を合計しても100になりません。

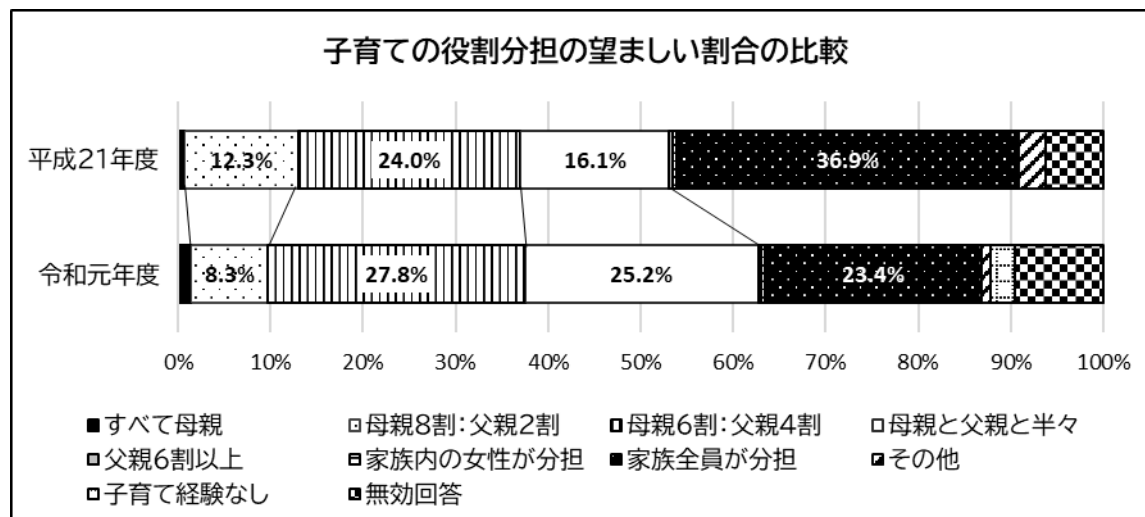
(1) 視点①:「自分のこと」と捉えて行動する

ウイズプランⅡは、「働く環境の整備」や「意識啓発」を中心に、進めてきました。その結果、住民意識調査によると、『『男らしく』『女らしく』の感じ方の比較』は、「性別であり方を決めるのはおかしい」という回答が10年前と比べて増えており、男女共同参画の意識は高くなっています。



(平成21年度 N=1,406、令和元年度 N=702)

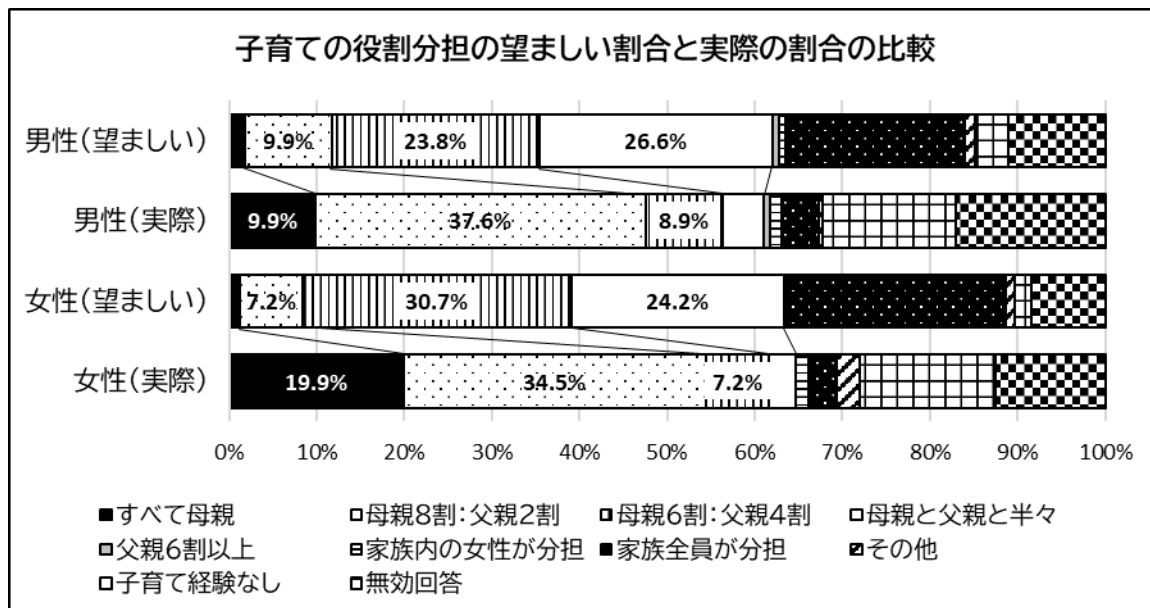
また、「子育ての役割分担の望ましい割合の比較」においても、父親が子育てに参加を望む割合が増えています。



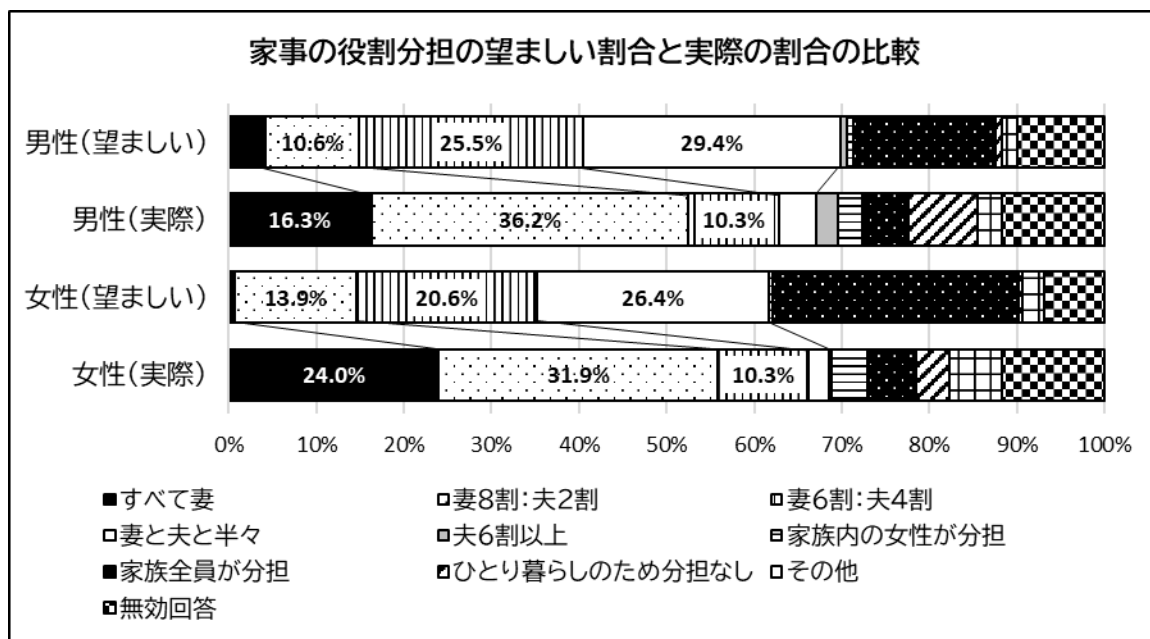
(平成21年度 N=1,406、令和元年度 N=702)

第1章 計画の基本的な考え方

しかしながら、子育てや家事など、実際の役割分担の割合となると、理想と現実には差があるほか、男女間でも、大きな違いがあります。



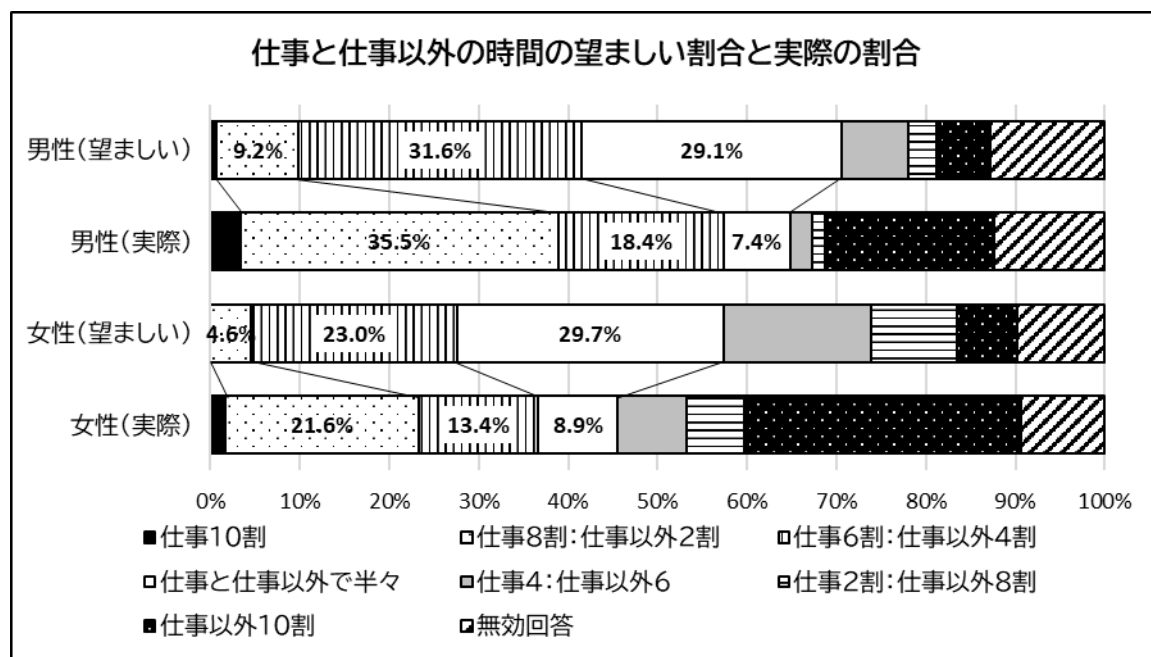
(男性 N=282、女性 N=417(住民意識調査の回答数から、性別が無回答を抜いた数を母数としています))



(男性 N=282、女性 N=417(住民意識調査の回答数から、性別が無回答を抜いた数を母数としています))

第1章 計画の基本的な考え方

同様に、仕事と仕事以外の時間についても、理想と現実には差があります。



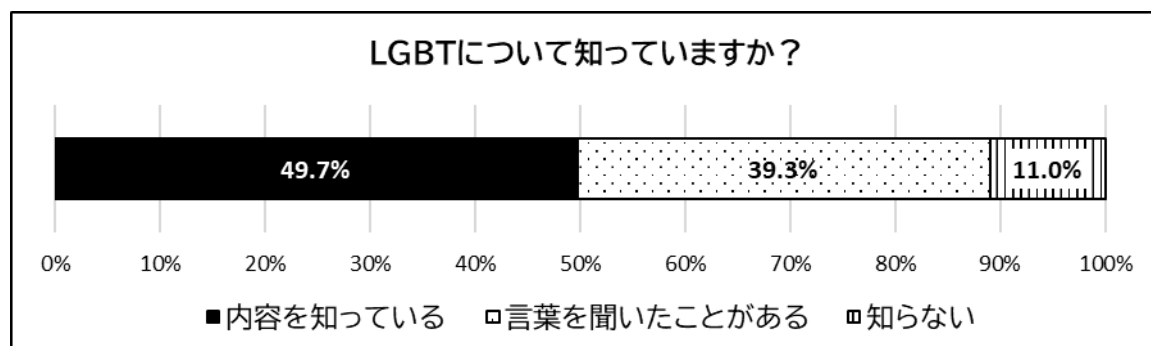
(男性 N=282、女性 N=417(住民意識調査の回答数から、性別が無回答を抜いた数を母数としています))

だれもが、男女共同参画社会の実現を「自分のこと」と捉え、現状を理想により近づけるために行動することが必要です。

(2)視点②:多様性を認める

住民意識調査の自由意見欄に、「男女」という性差ではなく、「『個人』を尊重する考え方をすべきだ」という意見や、「性的少数者*の方もいるので、もう『男女』と表記するのはおかしい」という意見が多くありました。

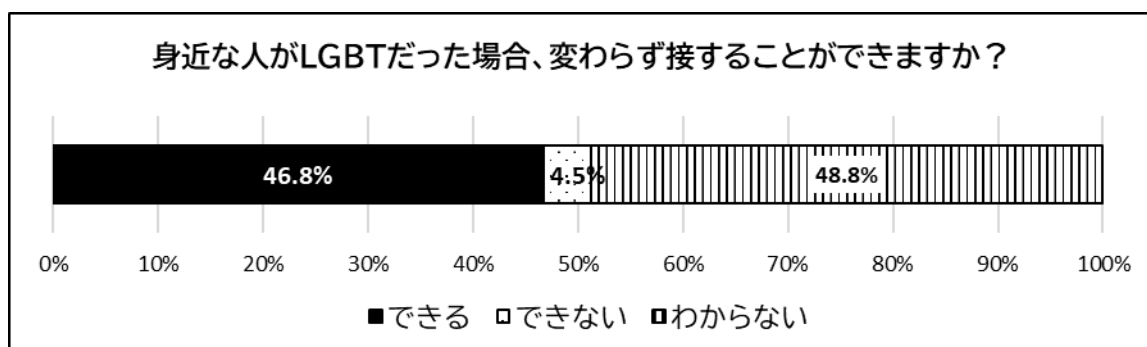
また、LGBT*に対する問いでも、認知度は高く、約9割で「内容を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えるなど、LGBT*についての関心度は高いです。



(N=692(住民意識調査の回答数から、その他や無回答、無効回答を抜いた数を分母としています))

第1章 計画の基本的な考え方

しかし、どのように接したらよいのか、わからない人も多いようです。



(N=693(住民意識調査の回答数から、無回答、無効回答を抜いた数を分母としています。))

総合計画の重点戦略[政策1-5]では、「多様性を認め合うまちづくり」として、「性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、また、様々な価値観の違いによるところなく、誰もが自分らしく暮らすことができる地域社会を形成します。属性や価値観の違いを理解し、互いに認め合える意識を育みます。」としています。ウイズプランⅢも上位計画である総合計画の重点戦略の方向性や、住民意識調査の結果を踏まえ、「男女」という性差ではなく、多様性を一つの視点としました。

本市は、現在、外国人が増加傾向にあり、今後は高齢者の割合が増えることが予測されています。違いを認め合い、さらに活かし合うまちづくりが必要です。

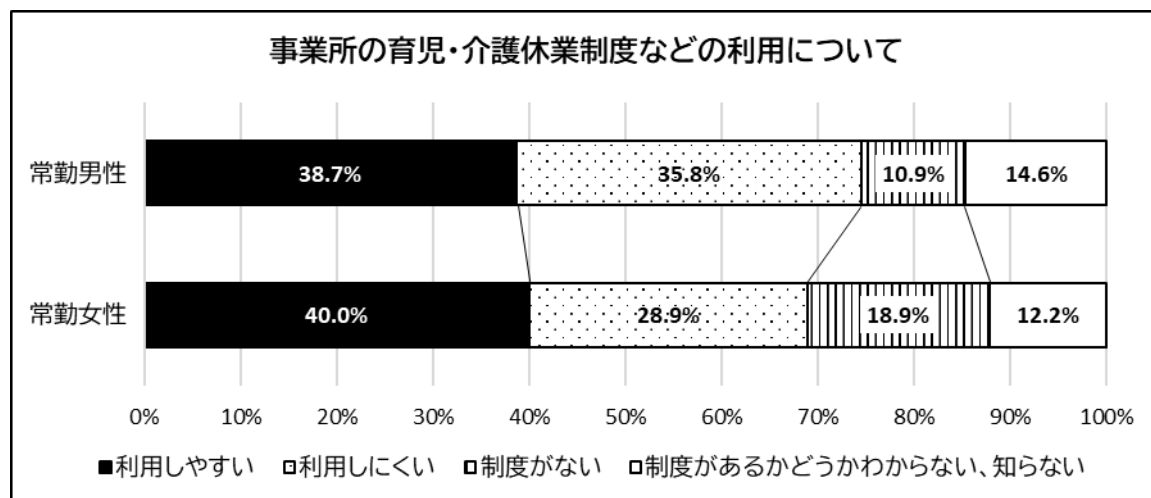
(3)視点③:男女共同参画について理解する

住民意識調査の自由意見に、「男女共同参画の考え方は根付いてきているが、男性に家事や子育てを任せるのは、社会的に認められにくい」という内容の意見がいくつかありました。例えば、夫に役割分担でやってもらった子育てや家事について、周りの人に話をした際、その役割分担の役割が大きければ大きいほど、「旦那さんにそこまでさせるのか」と批判的な意見を受ける場合などです。

7ページのグラフ「子育ての役割分担の望ましい割合」についても、男性は「母親と父親と半々」の割合が最も高いのに対し、女性は「母親6割:父親4割」の割合が最も高く、女性自身も子育ては女性の方が多くするものだという考えを持っています。

第1章 計画の基本的な考え方

また、男性の育児休暇についても、社会的には取ることを推奨されていますが、住民意識調査からも、女性より男性の方が育児・介護休暇制度などは「利用しにくい」という結果が出ており、一般的に取得率は高くありません。



(常勤男性 N=137、常勤女性 N=90)

「家庭内で、子育てや家事の役割分担をした方がよい」とは思っている、
「子育てや家事は女性がするもの」という性別的役割分担意識からは抜け出せず、なぜそれをした方がよいのか、という本質を理解できない限り男女共同参画は進んでいきません。

男女共同参画社会の実現が、なぜ大切で、どのようなメリットがあるのか、だれもが理解する必要があります。

5 めざす社会のすがた

ウイズプランⅡでは、「男女共同参画社会とは、様々な場面で、様々な人の生き方を理解し、応援することで、女性にとっても男性にとっても、生きやすい社会」で、その実現には、「自分だけではなく家族や職場・地域に対する思いやりの気持ちや理解と協力が必要」としてしています。

しかし、「4 計画の視点」の3つの視点、①「自分のこと」と捉えて行動する、②多様性を認める、③男女共同参画について理解する、から見えてきたものは、依然として残る固定的な性別役割分担意識の問題や、「男女」という性差だけでは解決できない多様性の問題などです。今後は、これまでの課題や新たなニーズを意識して、取組や参画を推進していくことが必要です。

ウイズプランⅢでは、ウイズプランⅡのめざす「人と人とながら、支え合う社会」のすがたを継承しつつ、まず、だれもが、男女共同参画社会について理解し、その実現を「自分のこと」と捉え、実現の担い手の一人として、それぞれの個性や能力を発揮し、行動して、様々な活動に参画*すること。そして、市やわたしたち、地域、NPO、事業者がお互いに課題や理想を行動の中心に据え、様々な

第1章 計画の基本的な考え方

価値観や状況、専門性を活かし合い、責任も喜びも共有して、「だれもが『自分らしく』生きられる」、適切な仕組みづくりや改善策の検討を行い、実行します。

また、実行に当たっては、多様な主体と様々な分野において関わりを持ちながら、連携・協働*し、本市における男女共同参画社会をめざします。

第2章

計画の内容

1 基本理念

だれもが「自分らしく」生きられる 知多市をめざして

「自分らしく」とは、自分の個性と能力を十分に発揮できること。だれもが、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、「自分らしく」生きられるまちをめざします。

この基本理念は、「ウイズプラン」「ウイズプランⅡ」から継承するものです。

2 基本目標

ウイズプランⅢでは、「市」と「わたしたち、地域、NPO、事業者」のだれもが、本市のめざす男女共同参画社会の実現を「自分のこと」と捉えて行動し、「自分らしく」生きられるまちをめざしています。そのためには、「市」は策定した計画を着実に実行すること、また「わたしたち、地域、NPO、事業者」は、現状から一步踏み出し、できることから少しずつ行動に移すことが重要であると考え、次のとおり3つの基本目標を設定しました。

基本目標1 認め合う意識づくり

基本目標2 活かし合う環境づくり

基本目標3 描き合うまちづくり

(1)認め合う意識づくり

人々の意識の中には、性別による役割分担意識、障がい者や外国人、性的少数者などへの偏見、DV や虐待は家庭内の問題であるという考え方など、長い時間をかけて形づくられてきた固定観念があります。このような固定観念から脱却し、人権尊重の意識を深く根づかせるためには、啓発活動や講座などによる意識づくりが必要です。取組を通じて、「だれもが、認め合える意識」の向上をめざします。

(2)活かし合う環境づくり

「だれもが『自分らしく』生きられる知多市」をめざす上で、意識づくりと同時に、多様な活動を、自らの希望に沿った形で実現するための環境づくりを進め

ていくことが必要です。そのために、心身が健康でいることはもちろん、社会経済情勢の変化に柔軟に対応する、新しい視点を取り入れながら、市や事業所などの制度を利用し、様々な場面で個性や能力が発揮できる「だれもが、活かし合える環境」をめざします。

(3)描き合うまちづくり

「描き合うまちづくり」とは、「自分らしく」、自分の個性や能力を発揮して活躍できる社会であり、それぞれが思う男女共同参画が実現した社会を、全員がイメージして、まちづくりを行っていくことです。市はもちろん、わたしたち、地域、NPO、事業者も、それぞれのイメージを描き、まちづくりに参画していくことが大切です。

「だれもが『自分らしく』生きられる」という考え方が、幅広い世代・分野に浸透するよう、普段の生活はもちろん、地域活動や市民活動などを通じて、「だれもが、描き合えるまち」をめざします。

3 男女共同参画社会を推進する担い手・手法

「市」だけでなく、「わたしたち、地域、NPO、事業者」もウイズプランⅢを推進する担い手として、一人ひとりの行動を理解し、認め合い、活かし合うとともに、それぞれが行動主体となり、「連携・協働」して取り組んでいきます。

(1)担い手

ア 市

ウイズプランⅢを「わたしたち、地域、NPO、事業者」と共に、力を出し合い、着実に実行していきます。基本目標の実現に向け、男女共同参画の担当課だけでなく、関係各課と連携・協働しながらウイズプランⅢを推進していきます。

イ わたしたち、地域、NPO、事業者

様々な場面で、ウイズプランⅢを推進する担い手という意識を持ち、それぞれの個性や能力を発揮し、行動していきます。次章の行動プランの中から、できそうなこと、活動や事業に取り入れられそうなことを、まずは実行します。

(2)手法

知多市市民活動推進条例第4条では、「市民、コミュニティ*等、市民活動団体、事業者及び市は、市民協働をまちづくりの基本とし、積極的に必要な連携に努めるものとする。市民協働は、相互の理解及び信頼を基礎として、互いに立場を尊重し、互いの特長及び能力を生かし合うものでなければならない」としています。

第2章 計画の内容

総合計画においても、『理想の未来』を実現するためには、市民、コミュニティ、NPO、各種団体、事業者、行政など様々な主体で、それぞれの特性に合わせて持てる力を出し合い、共にまちを創ることが必要」としています。

少子高齢化の進行、単独世帯の増加など、社会環境が大きく変化していく中で、地域課題、生活課題は多様化しつつあり、市民が住み慣れた地域でともに支え合いながら安心して暮らし続けるためには、様々な主体が連携・協働することが不可欠なことから、(1)の担い手、市とわたしたち、地域、NPO、事業者が、それぞれ連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向け、ウイズプランⅢを推進していきます。

知多市男女共同参画行動計画（ウイズプランⅢ）体系図

基本理念

だれもが「自分らしく」生きられる 知多市をめざって

基本目標1
認め合う
意識づくり

基本目標2
活かし合う
環境づくり

基本目標3
描き合う
まちづくり

| 基本施策 | | 取組 | |
|------|---|-----|-------------------------------|
| 1 | 個人を尊重し合える意識づくり | (1) | 多様性を認め合う意識づくりの推進(性別などにとらわれない) |
| | | (2) | 幼少期からの男女共同参画意識の啓発 |
| 2 | 教育・学習による意識づくり | (3) | 学校教育期における男女共同参画への意識づくり |
| | | (4) | 多様なニーズに応える教育・学習機会の提供 |
| 3 | あらゆる暴力防止に関する意識づくり (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律) | (5) | DVや虐待などあらゆる暴力の根絶 |
| | | (6) | 各種機関との連携による被害者などへの支援体制の強化 |

| 基本施策 | | 取組 | |
|------|-------------------|------|---|
| 4 | だれもがチャレンジできる環境づくり | (7) | 自立をめざす人への支援体制の充実(ひとり親、自立をめざす女性など) |
| | | (8) | 高齢者、障がい者、外国人などへの支援体制の整備 |
| | | (9) | 生涯を通じて心も身体も健康でいられる活動の推進 |
| | | (10) | だれもが安全、安心に生活するためのインフラ整備(バリアフリー、多言語標記など) |
| 5 | 仕事と生活が調和する環境づくり | (11) | 各種休暇の積極的な取得やテレワーク*など、多様で柔軟な働き方の推進 |
| | | (12) | ワーク・ライフ・バランスを実現するための諸制度(家事、子育て、介護)の充実 |
| 6 | 新たな視点を活かす環境づくり | (13) | 政策・方針決定の場への女性の参画推進 |
| | | (14) | 従来にない視点を取り入れた施策の推進 |

| 基本施策 | | 取組 | |
|------|---------------|------|---|
| 7 | 全員参画で描くまちづくり | (15) | 男女共同参画推進の機能整備・充実 |
| | | (16) | 男女共同参画の情報交流の推進 |
| 8 | 女性の参画で描くまちづくり | (17) | 雇用分野における女性活躍の推進(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律) |
| | | (18) | 地域防災における男女共同参画の推進 |
| 9 | 地域で描くまちづくり | (19) | 若者の社会参画の推進 |
| | | (20) | 生涯を通じた社会参画の促進 |

行動プラン

市が行うこと

わたしたち・地域・NPO・事業者が
行うこと

連携して行うこと

第3章

行動プラン

行動プランの見方

基本目標1 認め合う意識づくり

1 個人を尊重し合える意識づくり

男女共同参画を推進するには、性別などにとらわれず、多様な属性の人々の個性を尊重し合い、一人ひとりが個性を発揮し、「自分らしく」生きられる社会をつくる。幼少期から啓発を行い、男女共同参画の意識を醸成する。

(1)多様性を認め合う意識づくりの推進(性別など)

「だれもが『自分らしく』生きられる」ために、性別や年齢、国籍、障害の有無、多様な属性の人々の人権が尊重される社会を

【基本目標】

だれもが、「自分のこと」と捉え、自分が少し行動すれば改善できる行動目標を設定しました。

【基本施策】

基本目標を実現するため、市が多様な主体と連携・協働して取り組むべき事業の概要を記載しています。

【取組項目】

基本施策を受けて、市全体として取り組む内容を項目として挙げ、項目の概要を記載しています。

| | | |
|-------------------------------------|--|---|
| <p>市</p> | <p>これまで、市広報やホームページなど様々な媒体に関する情報発信をしてきました。今後は、現在の取組を引き続き行うとともに、多様な属性の人々に対する意識の高まりを踏まえ、市刊行物の表現の改善、多様な属性の人々に関する講座の充実など、取り組んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報を中心とした様々な取組を行います。 ・市刊行物について、男女共同参画の視点を取り入れ、多様な属性の人々への理解を深めます。 ・人権や多様性に関する講座を実施します。 <p>(秘書広報課、市民協働課、市民窓口課、福祉課、若者女性支援室)</p> | <h4>【行動プラン】「市が行うこと」</h4> <p>取組項目ごとに、主に市が行う行動プランを記載しています。</p> <p>取組項目に関連する、市が行ってきた事業及び今後の方向性を記載した後、箇条書きで、今後取り組む内容を例示しています。</p> <p>(※最下部に、対象となる部署を行政機構順に記載しています。)</p> |
| <p>わたしたち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・人権や多様性に関わる講座を受講して、理解を深めます。 ・性的少数者に関する正しい知識を学び、多様な属性の人々への理解を深めます。 ・「相手を知ること」「相手を知る」を通じて、多様な属性の人々への理解を深めます。 ・身近にいる人々に対し、多様な属性の人々への理解を深めます。 ・活動内容を知ってもらい、多様な属性の人々への理解を深めます。 | <h4>【行動プラン】「市民が行うこと」</h4> <p>取組項目ごとに、主にわたしたち、地域、NPO、事業者が行う行動プランを記載しています。</p> <p>自分が少し行動すれば改善できる具体的な行動内容を箇条書きで例示しています。</p> |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市は人権や多様性に関わる講座を受講して、理解を深めます。 | <h4>【行動プラン】「連携して行うこと」</h4> <p>取組項目ごとに、市と市民が連携して行う行動プランを例示しています。</p> |

基本目標1 認め合う意識づくり

1 個人を尊重し合える意識づくり

男女共同参画を推進するには、性別などにとらわれず、差別や偏見なくお互いを尊重し合い、一人ひとりが個性を發揮し、「『自分らしく』生きられる」ことが大切です。幼少期から啓発を行い、男女共同参画の意識づくりを推進します。

(1)多様性を認め合う意識づくりの推進(性別などにとらわれない)

「だれもが『自分らしく』生きられる」ために、性別や年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、多様な属性の人々の人権が尊重される社会をつくることは重要です。

| | |
|--|--|
| <p>市</p> | <p>これまで、市広報やホームページなど様々な広報媒体を活用し、男女共同参画に関する情報発信をしてきました。</p> <p>今後は、現在の取組を引き続き行うとともに、在住外国人の増加や、性的少数者に対する意識の高まりを踏まえ、市刊行物の表現の見直しや、人権に関する講座の充実など、差別や偏見なく多様性を認め合う意識づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報を中心とした様々な媒体を活用し、人権や多様性に関する情報を発信します。 ・市刊行物について、男女共同参画の視点で精査し、適切な表現を用います。 ・人権や多様性に関する講座を実施します。 <p>(秘書広報課、市民協働課、市民窓口課、福祉課、若者女性支援室)</p> |
| <p>わたし たち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・人権や多様性に関わる講座を受講して、理解を深めます。 ・性的少数者に関する正しい知識を学び、理解を深めます。 ・「相手を知ること」「相手に自分の思いを伝えること」をします。 ・身近にいる人々に対し、性別や年齢、国籍、障がいの有無などの区別なく、交流を深めます。 ・活動内容を知ってもらう機会を持ち、多様な分野と交流します。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市は人権や多様性に関する講座や、多様な属性の人々と交流する機会を、市民と共に企画し、理解を深めます。 |

(2) 幼少期からの男女共同参画意識の啓発

性別役割分担意識は、幼少の頃から長年にわたり形成されることから、幼少期から性別に基づく固定概念を生じさせないことが重要です。

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>市</p> | <p>これまで、保育園や幼稚園で、保護者への男女共同参画意識の啓発や、親子ひろば*で、父親の子育てへの参画を啓発してきました。住民意識調査においては、家事や子育てを父親が母親に依存する割合は減り、役割分担意識が高くなっています。</p> <p>今後も、保護者に対し、性別にとらわれず、分担して家事や子育てに取り組むよう働きかけると共に、幼少期から性別などにとらわれない意識づくりを啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園、乳幼児健診時や各種教室の開催時において、男女共同参画意識の啓発を行います。 ・親子ひろばなど、乳幼児と保護者が集う場において、保護者に対し、性別にとらわれず、家事や子育てに取り組むよう、働きかけます。 ・保育園や幼稚園などで働く職員を含む全職員を対象に、男女共同参画に関する研修を行います。 <p>(職員課、健康推進課、子ども若者支援課、幼児保育課)</p> |
| <p>わたしたち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・幼少期から、多様な属性の人々が存在し、一人ひとりの個性や能力が尊重されることを教えます。 ・家庭で家事や子育てを分担し、幼少期から男女共同参画の意識を伝えます。 ・幼少期の子どもに対し、性別や国籍、障がいの有無などの区別なく接します。 ・男女共同参画の意識を持って、幼少期の子どもたちに接します。 ・幼少期の子どもがいる従業員が、家事や子育てを役割分担できるように配慮します。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市と男女共同参画に関する活動を行っている団体が連携し、男女共同参画に関する意識を高め、家庭における家事や子育ての分担を進めます。 |

2 教育・学習による意識づくり

男女共同参画への意識づくりには、次世代を担う子どもたちへの教育はもちろんのこと、子どもを育てる大人たちへの教育も引き続き行う必要があります。教育・学習の機会を充実させ、多様化するニーズに対応します。

(3)学校教育期における男女共同参画への意識づくり

発達段階に応じ、男女共同参画の教育を充実させていくことが重要です。教育する側も、その理念を理解し、その姿を子どもに見せる必要があります。

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>市</p> | <p>これまで、小中学校におけるあらゆる教育活動を通じ、男女共同参画を推進するとともに、性別にとらわれない幅広い進路を示し、多様な選択ができるよう指導してきました。</p> <p>今後は、現在の取組を引き続き行うとともに、インターンシップ*などにより、小中学校以外での教育現場における、男女共同参画への意識づくりの推進も図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性教諭など、男性職員が育児・介護休暇を取得することで、学校教育期の子どもたちに意識づけを図ります。 ・小中学校における教育活動を通じ、男女共同参画への意識づくりを推進します。 ・インターンシップや職場体験を通じ、男女共同参画への意識づくりを推進します。 <p>(職員課、福祉課、若者女性支援室、学校教育課、生涯学習課)</p> |
| <p>わたしたち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の子どもが、多様な選択ができるよう教育していきます。 ・学校やクラスの委員が、男女の区別なく選ばれるように推進します。 ・「男らしさ、女らしさ」について疑問に思ったら、声を上げます。 ・学校教育期の子どもに対し、性別や国籍、障がいの有無などの区別なく接します。 ・子どもやその保護者に対し、男女共同参画の視点を持って活動します。 ・インターンシップや職場体験を通じ、男女共同参画への意識づくりを推進します。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市も市民も、学校教育期の子どもに対し、人権や男女共同参画の教育を推進します。 |

(4)多様なニーズに応える教育・学習機会の提供

男女共同参画は、女性の支援という印象が強いですが、本来は、すべての人にかかわる課題です。だれもが正しく理解する必要があります。

| | |
|--|---|
| <p>市</p> | <p>これまで、男女共同参画センター“ウイズ”*(以下「ウイズ」)では、開催日時の工夫や、子育て中の保護者などのために、託児を付けるなどし、各種講座を開催してきましたが、定員に対する参加率の低い講座がありました。今後は、“ウイズ”も含め、様々な場所でも受けられるような講座の企画や、周知方法の見直しを行い、より多くの市民が参加できるよう、教育・学習の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代に合わせた学習機会を提供します。 ・オンライン講座*を開催するなど、だれもが参加しやすいよう様々な工夫をし、学習機会を提供します。 ・チラシの配布先や、掲載する広報媒体の検討など、各種講座の周知方法を見直し、より多くの市民に情報が届くよう努めます。 <p>(職員課、市民協働課、健康推進課、若者女性支援室、商工振興課、生涯学習課、生涯スポーツ課)</p> |
| <p>わたし たち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する、興味のある講座に、積極的に参加します。 ・“ウイズ”の図書をはじめ、男女共同参画に関連する本を読み、知識を得ます。 ・地域でも、男女共同参画についての講座に積極的に参加し、地域活動に活かせるようにします。 ・講座の企画や、様々な情報を発信することで、市民が学び合う機会を提供します。 ・事業所内で男女共同参画に関する研修を行い、理解を深めます。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市は男女共同参画に関する、多くの人が興味を持てるような講座を、市民と共に企画、開催し、積極的な参加を呼びかけます。 |

3 あらゆる暴力防止に関する意識づくり(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

身体的・精神的にかかわらず、あらゆる暴力は根絶しなければなりません。あらゆる暴力の防止に関する周知や啓発を行うとともに、関係機関と連携し、被害者に対する適切な支援を行い、暴力の根絶への意識づくりを推進します。

(5)DVや虐待などあらゆる暴力の根絶

DVや虐待などは、犯罪となる行為も含む、人権侵害です。許される行為ではないということを、だれもが理解する必要があります。

| | |
|---|---|
| <p>市</p> | <p>母子健康手帳の中に、各種相談場所を掲載し、DV相談窓口などの周知を行っています。住民意識調査によると、DV相談窓口の認知度は高くなく、まだまだ周知が足りていないことがわかりました。</p> <p>今後は、より多くの市民に各種情報が伝わるよう、これまでの取組を見直していくことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVや虐待など、各種相談窓口の周知方法を見直し、より多くの市民に情報を届けられるよう努めます。 ・学校を通じて、DVや虐待など、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行います。 ・妊娠期から、児童虐待や虐待防止についての啓発を行います。 ・高齢者へのDVや虐待などの根絶に向けた啓発を行います。 <p>(長寿課、健康推進課、若者女性支援室、学校教育課)</p> |
| <p>わたくし たち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・DVや虐待などについての正しい知識を勉強し、自らの行動を振り返ります。 ・普段からご近所づきあいを心がけます。 ・地域にDVや虐待などがいないか、気にかけるようにし、虐待などが疑わしい場合には、関係機関に連絡します。 ・地域のつながりを絶やさないようにします。 ・DVや虐待などがいないよう意識して活動します。 ・様々なハラスメント*の防止を、事業所で周知します。 |
| <p>連携</p> | <p>・市はDVや虐待などに関する正しい情報を発信し、市民は正しく理解するとともに、DVや虐待などが疑われる場合は、関係機関にすぐに連絡します。</p> |

(6)各種機関との連携による被害者などへの支援体制の強化

DVや虐待は、家庭内で起こる場合が多く、潜在化しやすいのが特徴です。DVや虐待の防止、被害者の支援も含めて、適切な保護が必要です。

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>市</p> | <p>市広報やホームページを活用し、各種相談窓口を設置し周知するなど、DVや虐待の防止に努めるとともに、その被害者に対し、各種機関と連携し支援を行っています。</p> <p>多様化するDVや虐待を、いち早く発見し、適切に対応するため、各種機関との連携をこれまで以上に強化するとともに、体制の強化を図ることが求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と密に連携し、虐待などの早期発見と解決に向けた支援体制の強化を図ります。 ・関係機関との情報共有を、より迅速かつ適切に行うため、業務のシステム化など、情報共有の手段を見直します。 ・DV被害者などの保護支援を、関係機関と連携し行います。 ・DV被害者などの、保護後の自立に向けた継続的な生活支援を、各種機関と連携し行います。 <p>(市民窓口課、福祉課、長寿課、健康推進課、若者女性支援室)</p> |
| <p>わたしたち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・わたしが被害にあったら、相談窓口にご相談します。 ・わたしが相談されたら、話を聞き、相談窓口を紹介します。 ・地域でDVや虐待を見かけたら、相談窓口などに連絡します。 ・活動において、DVや虐待を発見した場合、相談窓口にご相談します。 ・事業所で、暴力や各種ハラスメントなどが発生・発覚した場合、迅速な対応をします。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市民はDVや虐待、ハラスメントなどに自分があった場合、相談窓口にご相談します。また、困っている人に相談された場合は、相談窓口を紹介するなど、適切な対応をします。 ・市は状況を把握した時点で、迅速に対応します。 |

基本目標2 活かし合う環境づくり

4 だれもがチャレンジできる環境づくり

「だれもが『自分らしく』生きられる」ためには、様々なことにチャレンジできるための環境づくりが求められます。また、だれもが安心、安心して暮らすことができるよう、多様なサービスの提供や支援体制の充実を図ります。

(7)自立をめざす人への支援体制の充実(ひとり親、自立をめざす女性など)

女性が働く場合、賃金や待遇面で、男性との差がある場合が多くあります。「『自分らしく』生きられる」ために、様々な制度を利用することも必要です。

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>市</p> | <p>これまで、ひとり親家庭の自立支援相談など、必要に応じて各種手当の支給を行うとともに、女性の再就職に関する講座を実施するなど、ひとり親世帯や自立をめざす女性などへの支援を行ってきました。</p> <p>今後も、現在の取組を引き続き行うとともに、より多くの市民に知ってもらうため、各種事業の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援相談*をはじめ、ひとり親家庭への自立支援体制の充実を図ります。 ・生活保護受給者に対し自立を促進します。 ・各種自立支援事業の周知を図り、より多くの市民に情報が届くよう努めます。 <p>(福祉課、子ども若者支援課、若者女性支援室)</p> |
| <p>わたしたち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親で困ったり、自立したいと思ったら、相談窓口にご相談します。 ・周囲に、ひとり親や自立をめざす女性などがいたら、見守ります。 ・ひとり親や自立をめざす女性などがいたら、求めに応じて手助けします。 ・事業所に、ひとり親や自立をめざしている女性などがいたら、その人が困ることなく働けるように配慮するとともに、周囲への理解も促します。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯や自立をめざす世帯に対して、市も市民も積極的に手助けします。 |

(8)高齢者、障がい者、外国人などへの支援体制の整備

「だれもが『自分らしく』生きられる」ために、高齢者、障がい者、外国人などが、適切な支援を受けられることが必要です。また、地域で見守り、助け合うことが求められています。

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>市</p> | <p>団体への援助や、相談窓口の設置など、様々な支援をしていますが、市民アンケートによると、「障がい者サービスが整っているか」、「外国人が暮らしやすいまちになっているか」の設問において、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」という意見の割合が多くなっています。</p> <p>今後は、現在の取組を見直し、各種支援を充実させるとともに、「自分らしく」生活するための環境づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、外国人などが、自分らしく生活するために必要なサービスを提供します。 ・高齢者、障がい者、外国人などを支援する団体を支援します。 ・各種支援事業の周知を図り、より多くの人に情報が届くよう努めます。 <p>(市民協働課、市民窓口課、福祉課、長寿課、健康推進課、幼児保育課)</p> |
| <p>わたしたち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・困っている高齢者、障がい者、外国人などがいたら、自分のできる範囲で協力します。 ・高齢者、障がい者、外国人などを支援するボランティア活動に参加します。 ・地域に住んでいる、高齢者、障がい者、外国人などとの関わりを通じ、協力できる体制を考えます。 ・活動において、支援が必要な人がいたら、積極的に協力します。 ・高齢者、障がい者、外国人などの雇用を進めます。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市は、高齢者、障がい者、外国人などが『自分らしく』生きられるよう、市民と共に支援方法などを検討し、実施していきます。 |

(9)生涯を通じて心も身体も健康でいられる活動の推進

長寿社会*において、生涯にわたり、心も身体も健康でいることは重要です。身体に気を付けることはもちろん、文化活動などで心も健康に保ち、仲間を持つことも大切です。

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>市</p> | <p>これまで、健康講座の開催や各種健診(検診)などへの補助、またスポーツ活動及び文化活動への支援を行ってきました。市民アンケートによると、健診(検診)受診率は高く、習慣的に運動をする市民が多くいる一方、文化活動に参加する市民は少ないということがわかりました。</p> <p>今後も、各種健診(検診)などへの補助をはじめ、現在の取組を引き続き実施します。また、充実した人生を送り、社会的孤立*を防ぐため、心身ともに健康でいられるよう、生きがいをづくりに向けた文化活動への参加を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた健康づくりへの取組や、各種健診(検診)などへの補助をはじめ、市が行う健康に関する取組を広く周知します。 ・体力づくり教室など、幅広い年齢層が参加できる健康づくりの機会を提供します。 ・心を豊かにするために、文化活動への参加を促します。 <p>(健康推進課、生涯学習課、生涯スポーツ課)</p> |
| <p>わたしたち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に健康診断などを受けます。 ・健康講座に参加したり、定期的に運動する機会を持ちます。 ・市民大学ちた塾を活用して、様々な講座を受講します。 ・地域活動においても、サロンなどで、介護予防や健康・文化講座などを開催するとともに、地域住民の交流も図ります。 ・NPOは、市民に健康や文化活動に関する、役立つ情報を発信していきます。 ・従業員が、地域の運動や健康・文化講座などに参加することを推奨します。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市は、健康・文化講座を、市民と共に企画、開催します。 |

(10)だれもが安全、安心に生活するためのインフラ整備(バリアフリー*、多言語標記*など)

だれもが安全、安心に生活するために、インフラ整備は重要です。バリアフリーや多言語表記なども、それらの一つです。

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>市</p> | <p>これまで、「知多市人にやさしい街づくり計画」に基づき、施設整備を行うとともに、市民への啓発事業を行ってきました。</p> <p>今後は、現在の取組を引き続き行うとともに、だれもが快適に生活できる都市環境整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だれもが安全、安心に生活できる環境整備を行います。 ・各種看板やサインなどを多言語標記するなど、だれもが情報を得られる工夫を行います。 ・その他、だれもが快適に生活していくために、必要なインフラ整備を行います。 <p>(関係各課)</p> |
| <p>わたしたち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・都市のインフラについて、気が付いたこと、気になったことがあれば、市に伝えます。 ・活動において、気になったことがあれば、意見を集約し、市に伝えます。 ・事業所内において、バリアフリーなどインフラ整備を行います。 ・地域や事業所でも、多言語標記での案内など、できることから行います。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市民はインフラ整備について気になったことがあれば、市に伝え、市は市民と共に内容を検討し、活かしていきます。 |

5 仕事と生活が調和する環境づくり

仕事と家庭生活が両立されていないと、充実した日々を送ることはできません。だれもが仕事と家庭生活をバランスよく取り組めるように、多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを推進します。

(11)各種休暇の積極的な取得やテレワーク*など、多様で柔軟な働き方の推進
事業所調査によると、子育てに関する制度が多いほど、出産後の女性が継続的に就労する割合が高いことがわかりました。制度を利用するには、周囲の理解も必要です。

| | |
|--|---|
| <p>市</p> | <p>これまで、ワーク・ライフ・バランス*の普及・啓発について、市広報や商工会議所などを通じて、市民や市内事業所に対し、働きかけを行ってきました。今後も、現在の取組を引き続き行うとともに、長時間労働など、従来の働き方を見直し、多様で柔軟な働き方を推進します。また、市職員も率先して、多様な働き方を実践します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種休暇の取得を奨励し、取得率の向上を目指します。 ・市職員はテレワークなど、多様で柔軟な働き方を実践します。 ・その他、多様で柔軟な働き方の積極的な活用を推進します。 <p>(職員課、商工振興課)</p> |
| <p>わたし たち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に、多様で柔軟な働き方の制度や仕組みがあれば、積極的に使います。 ・事業所で、それらの制度や仕組みを使う人がいたら、理解・応援します。 ・男性の育児・介護休暇取得者や、柔軟な働き方をしている人を、理解・応援します。 ・多様で柔軟な働き方や活動の仕方を推進します。 ・多様な活躍の場を提供します。 ・業務時間や休暇取得など、多様で柔軟な働き方を推進します。 ・テレワークなどの働き方を推進します。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市は、市内の事業所と共に、各種休暇の取得や多様で柔軟な働き方を推進します。 |

(12)ワーク・ライフ・バランスを実現するための諸制度(家事、子育て、介護)の充実
 ワーク・ライフ・バランスを取ることは、仕事と家事、子育て、介護などとの両立だけでなく、自分の時間を持ち、多様な活動に参加することで、生涯にわたり、豊かな生活をもたらすと考えられています。

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>市</p> | <p>これまで、子ども・子育て支援事業計画に基づき、様々な事業を行ってきました。市民アンケートでは、「子育てしやすい」、「安心して子育てができる」という回答に加え、「仕事と仕事以外の時間のバランスが取れている」という回答も多くありました。</p> <p>今後も、現在の取組を引き続き行うとともに、各種制度の充実を図り、仕事と生活の両立を実現します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未満児保育、一時保育など、各種保育サービスの拡充を図ります。 ・放課後児童クラブ*、子ども教室*の拡充を図ります。 ・必要な人に情報が届くよう、障がい者福祉サービスや介護保険制度の周知をし、活用を促進します。 <p>(職員課、福祉課、長寿課、子ども若者支援課、幼児保育課、商工振興課)</p> |
| <p>わたしたち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスを考え、仕事も生活も充実させるように努めます。 ・長時間労働を見直し、家事、子育て、介護などが、家庭で役割分担できるようにします。 ・地域に家事、子育て、介護などで困っている人がいたら、支えます。 ・NPOの活動においても、ワーク・ライフ・バランスを推進します。 ・事業所は、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進します。 ・従業員の長時間労働が減るように対応します。 ・子育てや介護をはじめとする制度を充実させます。 ・子育てや介護などによる離職を防ぐよう取り組みます。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市は、市民が仕事、家事、子育て、介護の両立に努めやすいよう、制度や保育サービスを充実させます。 |

6 新たな視点を活かす環境づくり

性別によらない多くの意見を取り入れることで、多様化する社会情勢に対応していきます。様々な人の政策・方針決定の場への参画を応援することで、多様な意見を反映させるなど、従来にはない新たな視点を積極的に取り入れるよう努めます。

(13)政策・方針決定の場への女性の参画推進

方針決定過程への女性の参画は、多様な視点や新たな価値観を取り入れることが可能となります。

| | |
|--|---|
| <p>市</p> | <p>これまで、各種審議会、委員会及び関係団体への女性の登用を推進してきました。女性の登用は少しずつ進んではいるものの、目標の30%に達していないのが現状です。</p> <p>今後も、役員などへの女性登用を促進し、女性の意見も反映させるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会や関係団体の役員などへの、女性の登用を推進します。 ・女性登用により、女性の意見も反映させるよう努めます。 <p>(関係各課)</p> |
| <p>わたし たち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・わたしが女性なら、方針決定の場に参画します。 ・わたしが女性なら、方針決定の場に参画するために、学習の機会があれば参加します。 ・女性が方針決定の場に参画することを応援します。 ・地域や関係団体の役員などに、女性を登用しやすいよう協力します。 ・NPO活動における女性の活躍や経験を、様々な分野に活かします。 ・事業所において、方針決定の場に、女性も参画します。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市は、審議会などへ、積極的に女性を登用するため、NPOなどと協力します。 |

(14)従来にない視点を取り入れた施策の推進

住民意識調査では、「本市は男性中心の慣習が残っている」という意見が多くありました。従来にない視点を取り入れることを、だれもが理解する必要があります。

| | |
|--|--|
| <p>市</p> | <p>多様化する社会情勢にあって、これまでにない考え方や視点が求められる中、従来の考え方にしぼられている分野も多く存在しているのが現状です。</p> <p>今後、現在行っている事業も、改めて見直すとともに、これまでにない視点を積極的に取り入れた施策の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前例踏襲や、慣習にとらわれた考え方の見直しを図ります。 ・様々な意見を施策に反映させるよう努めます。 <p>(関係各課)</p> |
| <p>わたし たち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・従来の慣習で、疑問に思うことがあれば、改善していきます。 ・コミュニティにおいて、多様な意見も広く取り入れます。 ・他の団体と、交流や情報交換、連携をし、新たな視点を活動に取り入れます。 ・女性や若い世代など、多様な意見を取り入れて、活かします。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市は、市民の意見を取り入れ、必要な事業改善に努めます。 |

基本目標3 描き合うまちづくり

7 全員参画で描くまちづくり

男女共同参画の推進における取組をより一層充実させるため、市と市民、NPO、事業者など、地域を構成する主体が一体となって、だれもが主体的に参画できるまちづくりを進めていきます。

(15)男女共同参画推進の機能整備・充実

ウイズプランⅢを基に、本市における男女共同参画を推進するため、市だけでなく、市民も行動していかなければなりません。

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>市</p> | <p>これまで、男女共同参画の推進を図るため、“ウイズ”で講座の実施など、様々な活動を行ってきました。しかし、住民意識調査によると、“ウイズ”の認知度は低く、利用者も限られているのが現状です。</p> <p>今後、“ウイズ”の機能整備を行うとともに、講座内容などの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体が、まちづくりに参画しやすい体制づくりを支援します。 ・これまでの男女共同参画にかかわる事業内容や周知方法を見直します。 <p>(市民協働課、若者女性支援室、商工振興課)</p> |
| <p>わたしたち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ウイズプランⅢに目を通し、できることから始めます。 ・ウイズプランⅢが、予定どおり推進されていない部分について意見します。 ・まちづくりに参画する体制を整え、活動します。 ・まちづくりに参画する体制を整え、事業を行います。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市は、市民と共にウイズプランⅢを策定し、行動することで、本市における男女共同参画社会の実現をめざします。 |

(16)男女共同参画の情報交流の推進

市が行う情報発信に対し、市民も正しく情報を受け取り、自分の周囲に活かしていくことが大切です。

| | |
|--|---|
| <p>市</p> | <p>市全体で男女共同参画を推進するためには、NPOをはじめとする各種団体及び市内事業所と連携・協働を図ることが求められますが、現状そのような機会はあまり多くありません。</p> <p>今後は、積極的にNPOや、他市町の関係部局とも、密に連携・協働し、男女共同参画の推進を図ることが重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町の関係部局との連携強化を図ります。 ・関係団体との情報交換を図ります。 ・市内事業所との情報交換を図ります。 <p>(関係各課)</p> |
| <p>わたし たち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市広報などに掲載される、男女共同参画の情報に興味を持ち、自分の周囲に活かしていきます。 ・ウイズ通信「ふらっと」*を読み、男女共同参画に関する知識を得ます。 ・友人と男女共同参画について語り合います。 ・自ら男女共同参画に関する情報を発信します。 ・活動に活かせる、男女共同参画の情報を積極的に収集します。 ・他の団体と交流し、男女共同参画に関する情報交流を図ります。 ・事業所に活かせる、男女共同参画の情報を積極的に収集します。 ・事業所で行っている、男女共同参画の取組を積極的に発信します。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市も市民も、男女共同参画に関する情報を発信し、情報を共有します。 |

8 女性の参画で描くまちづくり

近年、女性の社会進出は進んでいるものの、雇用分野における男女共同参画を今後も推進していく必要があります。また、災害現場や避難所運営においても、女性をはじめとする多様な意見を取り入れ、必要な配慮ができるよう、取り組む必要があります。今後、これまで以上に女性が活躍できる社会の推進に努めます。

(17)雇用分野における女性活躍の推進（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

自らの意思によって、職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが、一層重要とされています。女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざします。

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">市</p> | <p>管理職への女性職員登用率の目標値30%を達成しましたが、事業所調査によると、市内事業所では、大きな変化がない状況が続いています。</p> <p>今後は、市内事業所に対する啓発などの強化を図り、女性活躍の推進を支援していく必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性のキャリアアップ*に必要な、体制や制度づくりを推進します。 ・採用時や職員配置における、性別による差別の撤廃を推進します。 ・市内事業所へ働きかけ、女性活躍の推進を図ります。 <p>(職員課、商工振興課)</p> |
| <p>わたし たち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・わたしがキャリアアップを望む女性なら、管理職になることにチャレンジします。 ・わたしが女性管理職なら、後輩の女性従業員が管理職を目指せるように、見本となり、サポートしていきます。 ・地域にも、女性が活躍できる場をつくります。 ・活動を通じて、キャリアアップを望む女性を支援します。 ・女性管理職の登用を推進し、応援します。 ・女性が管理職になるための研修機会を設け、男性従業員の理解を促し、事業所全体で、応援する環境を整えます。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市や地域、NPO、事業者などは共に、女性が能力を発揮し、様々な分野で活躍できるよう、体制の整備や、制度の充実に努めます。 |

(18)地域防災における男女共同参画の推進

地域防災は、男女が連携し、意思決定することが重要です。非常時において、家事・育児・介護などの家庭責任が女性に集中し、負担とならないようにしていく必要があります。

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>市</p> | <p>防災会議委員に女性の登用を推進するとともに、自主防災組織*やコミュニティ防災訓練などにおいて、女性の参画促進を行っています。避難所運営など、地域防災の分野において、女性をはじめ、障がい者など、様々な視点を取り入れた配慮を行うことは重要です。</p> <p>今後も、様々な視点を積極的に取り入れながら、災害時や訓練時の各種マニュアルを見直し、男女共同参画に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時や訓練時の各種マニュアルに、男女共同参画の視点を取り入れます。 ・避難所運営時における男女共同参画を推進します。 ・避難所において活躍できる女性リーダーの育成を行います。 <p>(防災危機管理課、消防本部(消防署、庶務課、予防課))</p> |
| <p>わたしたち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災計画に様々な市民の意見を取り入れること、避難所に男女のリーダーを置くことに賛同します。 ・避難所において、女性リーダーの支援をします。 ・地域防災に積極的に関わります。 ・地域や活動、事業所の防災対策に、女性をはじめ、障がい者など、様々な人の意見を取り入れます。 |
| <p>連携</p> | <p>・市は、市民と共に、災害時などにおいて、様々な配慮が必要な場面を検討し、地域防災における男女共同参画に取り組みます。</p> |

9 地域で描くまちづくり

地域での男女共同参画を推進するため、これからの時代を担っていく若い世代の意見を取り入れることが重要です。若者が社会参画しやすいまちをめざすとともに、地域活動に参加していない市民への社会参画を促し、地域の活性化を進めます。

(19)若者の社会参画の推進

活気のある地域にしていくためにも、若い世代が社会活動に積極的に参画することが重要です。

| | |
|--|--|
| <p>市</p> | <p>これまで、青少年リーダー育成事業*を実施し、次代を担う青少年の人材育成に取り組んできました。</p> <p>男女共同参画の考え方は、住民意識調査によれば、若い世代ほど浸透しているため、若い世代の社会参画が、市全体の男女共同参画の推進につながると考えます。</p> <p>今後は、若者が主体となる活動を推進するとともに、若者が社会参画しやすい基盤をつくっていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年リーダー育成事業など、若者が主体となる活動を推進します。 ・学校を通じ、市民活動などの社会参画を促進します。 ・若者の意見を積極的に取り入れるよう、地域に対し働きかけます。 ・若者に対し、地域活動への参加を働きかけます。 ・情報発信の方法や内容を検討し、多くの若者の目に触れる機会を増やします。 <p>(市民協働課、若者女性支援室、学校教育課、生涯学習課)</p> |
| <p>わたし たち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・わたしが若者なら、社会活動に参画し、多くの人と交流します。 ・若者が社会活動に参画することを応援します。 ・地域で、若者が社会活動に参画しやすい環境をつくります。 ・地域の中で、若者の役割をつくります。 ・若者の参画を受け入れ、サポートし、応援します。 ・事業所に、社会活動に参画したい若者がいたら、応援します。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市は、市民と共に、若者の人材育成に関する講座を企画、開催します。 |

(20)生涯を通じた社会参画の促進

「だれもが『自分らしく』生きられる」ために、それぞれが持つ個性と能力を発揮し、すべての人が社会活動に参画することが重要です。

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>市</p> | <p>市ではこれまで、地域活動やボランティア活動などの社会活動を積極的に推進してきました。しかし、住民意識調査によると、地域活動に参加していると回答している市民は4割であり、男女共同参画を推進していくためには、残る6割の参加を促し、子どもから高齢者まで多くの意見・視点を取り入れることが重要です。</p> <p>今後は、現在の取組を引き続き行いながら、より多くの市民が社会活動に参加できるよう工夫するとともに、その後、活動の主体として参画していくことが重要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで地域活動に参加していない市民が、参加しやすい工夫を行います。 ・地域活動やボランティア活動などの、社会活動への参画を促進します。 ・各種活動の周知方法を見直します。 <p>(長寿課、健康推進課、子ども若者支援課、緑と花の推進課、生涯学習課、生涯スポーツ課)</p> |
| <p>わたしたち 地域 NPO 事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に社会活動に参画し、仲間を増やします。 ・自分の参画している社会活動に興味のある人がいたら、誘い、共に活動します。 ・だれもが地域活動に参加しやすい環境をつくれます。 ・社会活動に、参画、支援してくれる人を受け入れます。 ・従業員が、社会活動に参加することを応援します。 ・社会貢献活動などを通して、市民と共に、地域に役立つ活動をします。 |
| <p>連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市は、市民と共に、より多くの市民が社会活動に参画できるよう、環境整備に努めます。 |

数値目標

取組の効果を検証するため、基本目標ごとに、数値目標を定めます。設定した数値目標については、急速に変化する社会情勢などに対応するため、定期的に評価・見直しを行い、状況によっては、目標値の修正及び、追加の数値目標を新設します。

1 認め合う意識づくり

| 項目 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和12年度) |
|----------------------|----------------|-----------------|
| 男女共同参画に関する講座等の受講者の割合 | 70.4% | 80% |
| DVIに関する相談窓口の認知割合 | 41.6% | 60% |

2 活かし合う環境づくり

| 項目 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和12年度) |
|----------------------------|----------------|-----------------|
| 外国人が暮らしやすいまちになっていると思う市民の割合 | 39.9% | 50% |
| 仕事と仕事以外の時間とのバランスがとれている人の割合 | 62.1% | 75% |

3 描き合うまちづくり

| 項目 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和12年度) |
|-------------------------|----------------|-----------------|
| 市の審議会等の委員に占める女性の割合 | 26.6% | 40% |
| 市の管理職に占める女性職員の割合 | 32.9% | 35% |
| コミュニティ役員の女性の割合 | 14.5% | 25% |
| 女性の活躍推進に取り組んでいる市内事業所の割合 | 48.3% | 70% |

※1:現状値については、総合計画及びその他の関連計画、住民意識調査の結果などから抜粋しています。

※2:目標値の考え方については、過去の実績からの伸び率等を勘案して、将来の数値を設定しています。また、関連計画に設定されている数値目標との整合性を図っています。

重点取組

ウイズプランⅢの推進のために、期間を定めた重点取組を定め、実行します。重点取組の設定に当たっては、市と市民、地域、NPO、事業者など様々な主体と協議し、決定します。

第4章

行動計画の推進

行動計画の推進

ウイズプランⅢに基づき男女共同参画を進めていくためには、推進体制を整えるとともに、推進に向けた成果指標を設定するなど、計画を着実に実行していく必要があります。

1 推進体制の整備

ウイズプランⅢの推進に当たっては、市全体で男女共同参画社会の実現の重要性を認識するとともに、市各部署間で課題などを共有しながら取り組んでいくための体制を整備する必要があります。

また、市民の意見などを取組に反映させるための体制を整備し、市民をはじめ地域、NPO、事業者などの各種団体、行政関係機関などと連携・協働してウイズプランⅢの推進を図ります。

(1) 男女共同参画推進協議会(仮称)

平成 26 年度に、市民、コミュニティ、市民活動団体、事業者、学校、ウイズプランⅡ策定時の委員などが集まり、ウイズプランⅡの実施状況を検証するとともに、課題や今後取り組むべきことについて意見交換する「男女共同参画円卓会議」を開催しました。

ウイズプランⅢでは、取組内容の進捗状況を検証するとともに、実態と乖離がみられる場合には、内容を的確に見直していくため、様々なメンバーによる「男女共同参画推進協議会(仮称)」を定期的で開催し、ウイズプランⅢの適切な推進を図ります。

(2) 男女共同参画行動計画推進部会

市各部署間の関連施策の総合調整を図り、施策の着実な実施によるウイズプランⅢの総合的な推進を図るため、策定時に設置した「知多市男女共同参画行動計画策定部会」を「知多市男女共同参画行動計画推進部会」に改組し、市の取組を推進します。

(3) 男女共同参画推進連絡会

市におけるウイズプランⅢの促進に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、市役所内の連絡調整を行うために設置している「男女共同参画推進連絡会」を活用し、市役所全体での取組を推進します。

(4) 様々な機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画行動計画に取り組む各種団体や、県・他市町などの自治体、公の機関など、様々な機関との連携に努

第4章 行動計画の推進

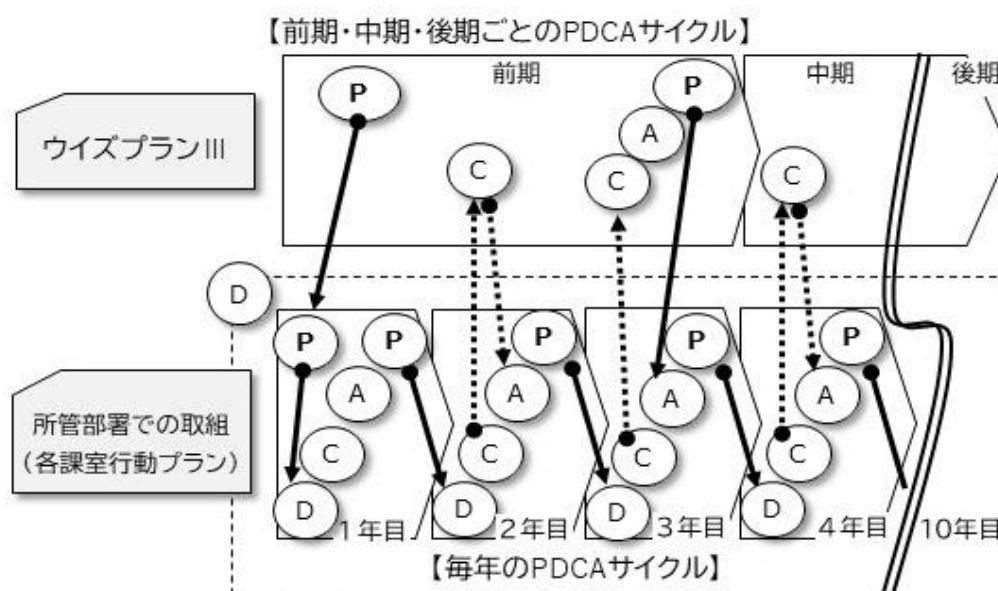
めます。

2 進捗管理について

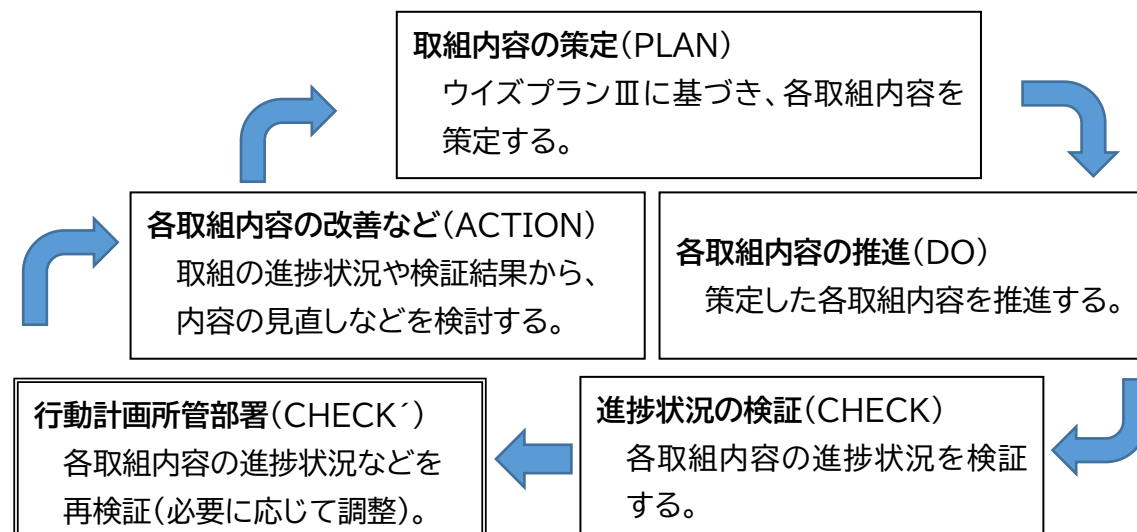
今後、ウイズプランⅢに基づき実施する様々な取組については、PDCAサイクルの考え方に沿って、市の男女共同参画行動計画所管部署が進捗管理します。

また、進捗管理は、急速に変化する社会情勢などに対応するため、計画期間の10年を前期、中期、後期の3期に分け、定期的に進捗状況や取組効果を検証し、ウイズプランⅢを適正に推進するとともに、より効果的な推進を図るため、実態と乖離がみられる場合には、必要に応じてウイズプランⅢの改善策の検討や見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

【PDCAサイクルの全体イメージ図】



【所管部署のPDCAサイクルイメージ図】



3 取組内容の確認及び公表

(1) 取組内容の確認

市では、ウイズプランⅢの進捗状況を確認・評価するため、毎年、市役所内の各部署が当該年度中に行った男女共同参画推進の取組内容をまとめ、その取組内容を確認します。また、確認した内容を整理し、点検・評価をするとともに、その結果を市ホームページなどにて公表します。

このほか、住民意識調査あるいは事業所調査を定期的に行い、進捗状況のデータなどを取得することで、市民や市民との連携・協働による取組内容及びその結果を的確に把握し、より効果的なウイズプランⅢの推進を図ります。

(2) 数値目標の設定

取組内容の進捗を判断する指標として、具体的な数値目標を設定します。ただし、設定した数値目標の達成が、計画の目的とならないように、数値目標の設定に当たっては、その経緯、意義を明確化しておくことが重要であり、継続的な取組としてウイズプランⅢを推進する上での指標として、実効性を伴う進捗管理に資する数値目標となるよう設定します。

(3) 事業者と連携した取組

ウイズプランⅢは、冒頭の「計画の位置付け」にあるように、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市推進計画としても位置付けています。

だれもが自身の能力を発揮できる就業と、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、ウイズプランⅢの推進において事業者との連携が重要になります。ウイズプランⅢの推進に当たっては事業者のニーズを意識し、効果的な取組を盛り込むとともに、ウイズプランⅢの進捗状況の確認及び情報の公表に当たっては、事業者と連携した取組に努めます。

4 市民連携による推進体制の充実

(1) 市民連携の推進

「1 推進体制の整備」で触れたとおり、市民の意見などを取組に反映させるための体制を整備するとともに、市民をはじめ地域、NPO、事業者などの各種団体や公の関係機関などと連携・協働しながら、ウイズプランⅢを推進していくことが重要です。

このため、市民をはじめ地域、NPO、事業者などの各種団体や公の関係機関などとの、情報提供体制の充実やネットワークづくりに努め、市民連携を図ります。

この場合の市民連携や市民との協働のあり方については、総合計画などの

関係計画に基づき、男女共同参画の視点により進めていきます。

また、この他に近隣にある大学などとの連携も図りながら、それぞれが持つ強みを活かすことができる仕組みづくりについても模索します。

(2) 男女共同参画の推進に向けた支援の充実

男女共同参画社会の実現に向け、市民が主体的に活動を展開していくため、次の支援の充実を図るよう努めます。

- ① 男女共同参画に関する情報の収集と提供
- ② 男女共同参画に関する各種事業の充実と啓発
- ③ 市民などとの連携・協働による事業の企画や実施
- ④ 市民団体・グループなど自主的活動への支援
- ⑤ 活動団体への側面支援
- ⑥ 広域的事業の展開

資 料 編

用語説明

あ行

【インターンシップ】

学生が興味のある企業などで実際に働いたり、訪問したりする職業体験のこと。

【ウイズ通信「ふらっと」】

知多市男女共同参画センター“ウイズ”が発行する市民参画によるセンターだよりのこと。

【NPO】

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(個人以外で権利や義務の主体となり得るもの)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」といいます。

【LGBT】

性的少数者を指す言葉であり、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性の不一致)の頭文字をとった総称のこと。

【親子ひろば】

子育て中の親子が気軽に集い、親同士の交流ができる子育て支援拠点として、子育て総合支援センター、児童センターなどで開催しています。市から委託を受けたNPOが、子育て中の親同志の情報交換や仲間づくりを推進しています。

【オンライン講座】

インターネット上で受講できる授業、講座のこと。

か行

【乖離】

「離れること」「離れているさま」。

【キャリアアップ】

職業経験を積むこと及びそれによってより高度で専門的な技能を必要とする役職や職場へ迎え入れられること。

【子ども教室】

児童の総合的な放課後対策として、小学校の教室等を利用するとともに、地域の人材を活用し、地域の特性を活かして、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的又は連携して実施します。

【コミュニティ】

地域社会の主体性、自発性にもとづき地域の課題に対してお互いに協力し合う社会、近隣社会、地域社会、地域共同体等と表され、市では小学校単位で10のコミュニティが組織されています。

さ行

【参画】

社会の様々な場に、単に参加するだけでなく、社会を動かす主体として施策・方針・意思決定にかかわること。

【ジェンダー】

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

【事業者】

営利などの目的をもって事業を営む者。

【事業所】

生産やサービス提供など、事業が行われる場所。

【自主防災組織】

災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)】

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27年8月に成立した法律です。この法律により、平成28年4月1日から、国、地方自治体や労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられています。

【市民協働】

知多市市民活動推進条例第2条第4項では、「市民、コミュニティ等若しくは市民活動団体が、相互に、又は事業者若しくは市と対等な関係で連携し、適切に役割分担しつつ協力し合うことをいう。」と定義されています。

【社会的孤立】

人間が社会的に孤立すること。

【ストーカー行為】

特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、連続した電話やファックス、汚物など嫌悪感を催すものの送付、性的羞恥心を害する行為などを繰り返し行うこと。

【青少年リーダー育成事業】

中・高校生、大学生などの若者が人生に夢を持ち、前向きにチャレンジでき、将来を担うリーダーとしての能力の育成を目指すための事業。

【性的少数者】

「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。

た行

【多言語標記】

複数の言語を表示すること。

【男女共同参画社会基本法】

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

【男女共同参画センター“ウイズ”】

男女共同参画社会の形成促進を図るための市の総合拠点。

【長寿社会】

長寿を享受することのできる社会。

【テレワーク】

コンピュータや通信回線などを利用して、勤務先のオフィス以外の場所で仕事を行うこと。

【DV(ドメスティック・バイオレンス)】

配偶者や恋人など、親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力を指す。現状では、男性から女性に対する暴力がほとんどであり、女性の人権を著しく侵害する重大な問題。

は行

【配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)】

DVは家庭内の問題として捉えられ、被害者の救済が必ずしも十分に行われていませんでしたが、2001(平成13)年10月に施行された同法により、DV加害者に対して被害者への接近禁止命令や住居からの退去命令などを発することができるようになりました。

【ハラスメント】

弱い立場の相手に嫌がらせをする行為のこと。

【バリアフリー】

高齢者・障がい者などが社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することです。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方。

【放課後児童クラブ】

共働き家庭や母子・父子家庭などの理由で、平日の放課後や土曜日、夏休みなどの学校休業日の昼間に、児童を育成できる方がいない家庭の児童に提供する安全・安心な居場所。

【母子・父子自立支援相談】

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の生活面、経済面の自立を図るために行う相談やアドバイスのこと。

ら行

【連携・協働】

連携とは、互いに連絡をとり協力して物事を行うこと。

協働とは、複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

わ行

【ワーク・ライフ・バランス】

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した社会とは、個人が、仕事と、家庭生活や余暇、地域活動、自己啓発などの個人的生活とのバランスを保ち、仕事と私生活のいずれも犠牲にすることなく自己実現がめざせる社会。

○男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進 に関する基本的施策(第十三条— —第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条— —第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国

民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため

必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族

を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形

成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共

同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国

政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任される

ことができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、

この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日に

において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

- 第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

- 第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行

為とみなす。

- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年4月13日法律第31号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本 計画等(第二条の二・第二条の 三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九 条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二 条)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八 条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施

策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚した

と同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない

い。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計

画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、

情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところ

により、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道

府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては、配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては、配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者

であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられ

ることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心^{しゆう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号に

において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要が

あると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求

めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

る。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談

し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかなる事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされてい

る保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定によ

る命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若

しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者

の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共に

する交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-------------------------------|---------------|---|
| 第二条 | 被害者 | 被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。) |
| 第六条第一項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者 |
| 第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条 | 配偶者 | 第二十八条の二に規定する関係にある相手 |

| | | |
|------------------------|----------------------|-----------------------|
| 第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 | | |
| 第十条第一項 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 |

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行す

る。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつ

て生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律

第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措

置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年9月4日法律第64号)

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基

本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成す

る男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活にお

ける活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

い。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するも

のである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定す

る募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集

に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政

令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定

め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業

選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講

ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努める

ものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主

である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当す

る者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しく

は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七條を除く。)、第五章(第二十八條を除く。)及び第六章(第三十條を除く。)の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後

も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則

第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定
公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



梅香る わたしたちの緑園都市

知多市男女共同参画行動計画

(知多市ウイズプランⅢ)

令和3年 月策定

知多市子ども未来部子ども若者支援課若者女性支援室

〒478-8601 知多市緑町1番地

電話 0562-36-2657(直通) FAX 0562-33-8844

URL <http://www.city.chita.lg.jp>

E-mail wakajo@city.chita.lg.jp